

第23回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日 時	平成22年11月8日(月) 午前 10時00分～11時45分
場 所	市役所2階 市議会委員会室
議 題	1) 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定）
出席委員 (敬称略)	林会長、山下委員、関委員、五十嵐委員、石塚委員、長内委員、斉藤委員、大和委員、板谷委員、藤井委員（海藤委員代理）、大塩委員、澤田委員、岡田委員
事務局等	関口市長、小澤都市振興部長、佐伯都市計画課長、町田都市計画係長、宮澤
傍 聴 者	1名
議 題	議 案 1. 国立都市計画生産緑地地区の変更について（国立市決定） 報告事項 1. 国立市都市計画マスタープランの見直し（改訂）案について
要点記録	議案1について、原案のとおり可決された。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。 平成22年11月8日 議 長	
指名委員	

第23回 国立市都市計画審議会（要旨）

林会長： おはようございます。本日は、ご多忙のところ、皆様のご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまから第23回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、市長より付議された議案1件のご審議と、報告事項として「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）案について」のご報告をさせていただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

それでは、委員の出席であります。海藤委員より、都合により欠席の旨の連絡を受けており、審議会運営規則第5条の規定に基づき、委任状の提出がありました。本日は、海藤委員にかわりまして、立川消防署警防課長であります藤井委員の出席となりますことをご報告いたします。

ただいま皆さんの出席をいただいており、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

それでは、次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

林会長： 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第23回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。これにつきましては、板谷委員を指名いたします。

それでは、ここで市長さんからごあいさつをいただきます。

関口市長： 皆さん、おはようございます。第23回国立市都市計画審議会開催にあたりまして、皆様、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題ですけれども、先ほどご紹介ありましたように、「国立都市計画生産緑地地区の変更について」の1件でございます。この変更につきましては、法とか基準に基づきまして、新たに追加する地区、あるいは買い取り申し出等に伴いまして、制限を解除された地区について変更の手续等を行うものでございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

また、報告事項としまして、「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）案について」のご報告をさせていただきます。これにつきましては、本日の報告の後に議会報告、それから市民への公表を経て、来年の2月ごろにこの都市計画審議会へ付議させていただき、改訂版の決定を行っていきたくと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

林会長： ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： おはようございます。説明の前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に配付いたしました資料でございますが、国立市都市計画審議会資料N

○. 1の「国立都市計画生産緑地地区の変更について」と、国立市都市計画審議会資料N○. 2の「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）フローチャート」と、国立市都市計画審議会資料N○. 3の「国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）案」の3種類でございます。また、本日、机の上に配付させていただきました資料といたしまして、今日の議事日程と、国立都市計画生産緑地地区の変更についての議案書、それと、10月21日付の付議書の写しの3点でございます。ご確認をお願いしたいと思います。

よろしければ、本日の議案の「国立都市計画生産緑地地区の変更について」を説明いたします。都市計画審議会資料N○. 1をご覧くださいと思います。

1ページをお開き願います。「国立都市計画生産緑地地区の変更（国立市決定）」、この「国立市決定」の部分につきましては、都市計画区域内における都市計画の決定あるいは変更の際しまして、国立市が定めるものと東京都が定めるものの2種類がございます。これを区分することと、決定権者を明らかにするため括弧書きで示しております。

変更の内容でございますが、第1、種類及び面積では、変更後の生産緑地地区全体の面積といたしまして、約50.08ヘクタールになることを示しております。

第2、削除のみを行う位置及び区域でございます。番号、地区名、位置、削除面積で示しております。番号1、西二丁目地内で、その一部、約3,020平方メートル、番号36、青柳地内で、その一部、約700平方メートル、番号47、谷保中峯下地内で、その一部約950平方メートル、番号61、谷保栗原地内で、その一部、約1,500平方メートル、番号65、谷保栗原地内で、その一部、約10平方メートル、番号66、谷保栗原地内で、その全部、約930平方メートル、番号70、谷保栗原地内で、その一部約930平方メートル、番号76、谷保一本松地内で、その一部、約660平方メートル、番号112、谷保上新田地内で、その一部、約580平方メートル、番号113、泉二丁目地内で、その全部、約1,130平方メートルの10件で、合計の面積は約1万410平方メートルでございます。区域は、添付計画図の表示のとおりで、計画図については、後ほどご説明いたします。

理由でございますが、番号65、番号70の一部、番号76は、道路の公共施設等の用地として、また番号1、番号36、番号47、番号61、番号66、番号70の一部、番号112、番号113は、買い取りの申し出に伴う行為制限の解除により宅地等に転用された、生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。これらの生産緑地地区は、平成21年中に手続がなされたものでございます。

次に第3、追加のみを行う位置及び区域でございます。番号、地区名、位置、追加面積で示しております。既設番号139の矢川三丁目地内に、約560平方メートルを追加するものが1件でございます。区域は添付計画図の表示のとおりで、計画図については、後ほどご説明いたします。

理由でございますが、都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものでございます。なお、追加につきましては、国立市生産緑地地区指定基準に基づきまして、平成15年度より行っておりますが、今年度も農業委員会のご協力をいただきながら、追加申請について、市報7月5日号に掲載いたしまして、7月23日から8月5日までの2週

間受付を行い、申請があったものでございます。その後、農業委員会におきまして、8月31日に現地調査が行われまして、申請地を確認したところでございます。

次に、2ページをご覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。ここでは変更前の面積、位置、変更内訳として削除及び追加する面積、変更後の面積を一覧表に示してございます。番号1から番号139までは、1ページでご説明いたしました、削除10件、追加1件を番号順に示しております。今回の追加については、既存地区への面積の増地となりますので、新しく番号をつけるものはございませんが、番号1の地区と番号112の地区は、一部削除したことにより区域が分断されるため、新たに番号160と161を設けております。また、番号66と番号113については、地区の全部を削除するため欠番となります。

それぞれの面積は地区の番号順に示しており、その計は中段になりますが、変更前の面積、約9万200平方メートル、削除面積、約1万410平方メートル、追加面積、約560平方メートルで、変更後は約8万350平方メートルになるものでございます。ここに、変更のない地区135件、約42万470平方メートルを加算いたしますと、全体の変更後の生産緑地地区は148件、面積、約50万820平方メートルになるものでございます。なお、地区数は、今回は欠番2件と追加番号2件のため、変更前の148件と変わりはありません。また、適用欄の一番下に「みなし」という表示がございますが、これにつきましては、旧生産緑地法の指定に基づきます生産緑地の面積を示しているものでございます。今回の番号76の660平方メートルが該当しているため、この分が減って、みなし計9万760平方メートルになったものでございます。

その下の変更概要ですが、国立市都市計画生産緑地地区の変更事項として、ただいま説明いたしました区域の変更と面積の変更があることを示しております。件数は変わりませんが、面積が約51.07ヘクタールから約50.08ヘクタールに、約0.99ヘクタール減ったこととなります。

次に、3及び4ページをお開きください。総括図でございます。市内全域におきます生産緑地地区の番号とともに示しております。右下の凡例にありますように、既指定区域は白抜きで線で囲って示しております。今回削除を行う区域は、黒く塗りつぶして表示してある部分10地区でございます。それと、今回追加を行う区域は、斜線の上に色塗りをした部分の1地区でございます。位置の詳細につきましては、次から計画図でご説明いたします。

次の5及び6ページをお開きください。図面中央の既設番号1の一部は、中央郵政研修センターの東側に位置する西二丁目地内で、黒塗りの部分の面積、約3,020平方メートルを削除するものでございます。そして、この削除によって分断された約5,390平方メートルの区域については、新たに160番の未番をつけるものでございます。

次に、7及び8ページをお開きください。まず、削除する区域は、図面右上の既設番号36の一部は、矢川駅南側に位置する青柳地内で、黒塗りの部分の面積、約700平方メートルを削除するものでございます。

次に図面右下、既設番号61の一部は、滝乃川学園の北側に位置する谷保栗原地内で、黒塗りの部分の面積、約1,500平方メートルを削除するものでございます。

次に、追加する区域でございますが、図面左下の色塗りをした部分の1カ所でございます。削除区域の既設番号61の西側に位置する矢川三丁目地内で、面積、約560平方メートルを、既設番号の139の区域に追加するものでございます。

次に、9及び10ページをお開きください。図面中央上の既設番号47の一部は、矢川駅南東側に位置する谷保中峯下地内で、黒塗りの部分の面積、約950平方メートルを削除するものでございます。

次に、図面中央の既設番号65の一部は、南養寺の北側に位置する谷保栗原地内で、黒塗りの部分の面積、約10平方メートルを削除するものでございます。なお、この面積、約10平方メートルについては、道路の拡幅部分としての公共施設等の設置による生産緑地の削除であります。

次に、図面中央の既設番号66の全部は、削除区域の既設番号65の東側に位置する谷保栗原地内で、黒塗りの部分の面積、約930平方メートルを削除するものでございます。

次に、図面中央下の既設番号70の一部は、南養寺の東側に位置する谷保栗原地内で、黒塗りの部分の面積、約930平方メートルを削除するものでございます。なお、このうち面積約40平方メートルについては、道路新設による公共施設等の設置として生産緑地から削除するものであります。

次に、11及び12ページをお開きください。図面中央の既設番号76の一部は、国立府中インターチェンジの北東に位置する谷保一本松地内で、黒塗りの部分の面積、約660平方メートルを削除するものでございます。また、ここは旧生産緑地法の指定地区で、この真ん中にある市道南33号線の3の現況幅員2.73メートルを幅員6メートルに拡幅整備するため、この特定公共物を拡幅用地の地権者と等積交換を行ったため削除するものでございます。

最後に13及び14ページをお開きください。図面中央の既設番号112の一部は、都営泉二丁目アパートの北西に位置する谷保上新田地内で、黒塗りの部分の面積、約580平方メートルを削除するものでございます。そして、この削除によって分断された約790平方メートルの区域について、新たに161番の未番をつけるものでございます。

次に、図面中央の既設番号113の全部は、都営泉二丁目アパートの北西に位置する泉二丁目地内で、黒塗りの部分の面積、約1,130平方メートルを削除するものでございます。

資料の説明は以上ですが、最後に手続の関係をご説明いたします。本年9月に東京都と事務打ち合わせを行いまして、9月17日に都市計画法に基づきます同意協議申請を提出し、9月29日付で都知事の同意をいただいております。その後、市報10月5日号に告示、縦覧をご案内いたしまして、都市計画の案の公告及び縦覧を10月18日から11月1日までの2週間行いました。その結果でございますが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。なお、本日の本審議会の議決をいただいた後は、平成23年1月1日付で都市計画変更の告示を行うことを予定しております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

林会長 : 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。

板谷委員。

板谷委員： 今回は10件という非常に多い削除が示されたわけですが、これまでにない多さだと、非常に危機的な状況かなと思います。ちょうど今、国立市では、都市と農業が共生するまちづくりプランの策定に向けて、多くの市民の方や農業者の方に参加いただいて進めているわけですが、この中で、都市計画審議会に出されるということは、手順からいって、もう最後の最後ですね。あらがいようもないわけです。農業委員の皆様方も非常にご努力してくださっていると思うのですが、相続が発生したときにはもうどうしようもないという状況にあるわけです。

そんな中で、今、市が新たなプランづくりに取り組んでいるわけですが、そこで、何とかこれを食い止めるためのいい方策なり議論がなされてきたのではないかと思います。そのあたりの状況をお答え願えますでしょうか。

林会長： お願いします。

事務局： 今、委員からご指摘ありましたように、生産緑地地区につきましては、本年約1ヘクタールが削除されてくるということになります。これは、近年になく多い年だろうと思います。この中の大半の理由が、相続が発生したがゆえの買い取り申し出という、実態があります。もちろん公共施設等の整備によるものも一部ございますけれども、大半が相続が発生したことによる手続となりました。

今、委員からお話ありました、東京都が、都民の暮らしが潤う東京農業の推進事業を始めておりまして、この中で国立が6地区の中の一つに選定をされて、今年度より市民、農業者、関係者と話し合いをしております。この事業は東京都からの事業になりますけれども、今年度話し合いをし、プラン作成をし、来年設計をし、再来年から事業が始まるということでございまして、この部分については直接相続税にリンクするというはございませんけれども、市民の方々、また農業関係者にとって農業環境を少しでもよくしていき、農業施策が進められるようにということで考えられる事業でございます。

市民の参画していただく中でも、都市の中に農地があってもいいだろうということのまちづくりの中で、都市農地を守っていこうと。一方、農業関係者からは、農業施設をつくることによって、少しでも農業環境をよくしていこうということで、今も話し合いが進められておりますので、これらの事業が推進していく中で、農業経営に影響を与え、農業経営者にとってよりよい施設づくりができれば、少しでも農業継承をしていく一助になればと考えております。

林会長： 質疑を続けます。

ほかにございますか。

五十嵐委員。

五十嵐委員： 今、板谷委員から危機的なのという言葉が、議員さんの立場で出ましたね。まさしくそのとおりだと思うのです。やはり市民の関心は、都市農業そのものを必要とする反面、もう一方は、谷保地区における風景、環境、景観、こういった問題を大きく注視しているところだと思うのです。そういった意味からしても、今後、向こう5年間やられる施策が、それときちっと整合性があるのかどうか、今、要望としてお願いしたいのは、市報に、農

地が、こういう生産緑地が今、これだけ減っていくわけですが、どのくらい減っていくのかをタイムリーに案内するようなインフォメーションをお願いしたいと思います。これは意見としても、ぜひ。そして、やはり谷保の風景、環境を守る意味からしても、そういう啓蒙活動が必要なのではないかということをおもっています。よろしくお願いします。

林会長 : ほかにございませんか。よろしいですか。

なければ、質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。

板谷委員。

板谷委員 : 今の五十嵐委員からも、いい提案があったと思います。私もぜひそのような市報に出す、あるいはホームページなりで市民にこの状況を知らせていただきたいということをお願いします。

質問しませんでしたけれども、農家戸数が143戸で、販売農家は約6割だと聞いておりました。今回の削除によって、これに数の変動があるのか、そこら辺がちょっと不安なところなのですけれども、多くの方のお知恵をいただきながら、相続そのものというよりは、農業をどうやって続けていけるかということにプランを、方向性を持っていただきたいということをつくっていくためには、より多くの市民の方、あるいは農業者のご協力がなければつukれないわけですから、傍聴者も含めて参加が増えるような工夫をぜひお願いして、賛成といたします。

林会長 : 長内委員。

長内委員 : 私も、都市における農業もしっかり守っていくということ、ほんとに必要なだと思います。ただ、生産性だとか、そういうことだけで農地がつぶされていくというようなことは、ほんとに大変な事態になってきているなどと思います。もっとも戦後の農地改革の中で、先日も報道されていたことですけれども、相続のことまで考えが至らなかったというふうな話もあるようですけれども、農地法のこと、それから今、農地として行われているところに関係する税法、こういったことについても緊急に見直していただいて、都市農業をしっかり守っていただくようにぜひ検討していただいて、意見を国のほうにも上げていただきたいし、東京都にもそういうふうな意見を上げていただきたいなというふうな意見で、賛成といたします。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。

五十嵐委員。

五十嵐委員 : 私も賛成の意見で申し上げますが、私が今、属している行政の諮問委員会の中で中小企業振興会議があります。その中でもこの問題が一部議論されてまいりました。東京都の施策にのって、今後5年間この問題を、農業の問題をやるということですが、先ほど部長からのお話もありましたが、何人かの委員から出ていますように、都市農業を守る見地から、国の税制の改革というの、これはぜひともやらなければいけない。これも、この委員会で私は申し上げたことがあります、国立市から都、国に発信していくというような、このことも含めてぜひ議論していただきたいということを踏まえて、賛成といたします。

林会長 : ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。「国立都市計画生産緑地地区の変更について」、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしと認め、本案は原案のとおり決することにいたします。

続きまして、報告事項として「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)案について」事務局より報告をお願いします。

事務局 : それでは、報告事項の「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)案について」ご説明いたします。

都市計画審議会資料No.2の「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)フローチャート」と都市計画審議会資料No.3の「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)案」をご用意願います。なお、説明では、国立市都市計画マスタープランを都市マスと略称させていただきたいと思えます。

都市マスは、国立市の総合的な都市計画の方針として、平成15年2月に策定され、おおむね20年程度の将来を展望し、平成35年を目標としています。そしてこの都市マスにおいて、5年をめぐりとして市民参加による評価を行い、必要と認められた場合は見直しも行うことにしています。本日報告する内容は、都市マス見直し(改訂)案ができましたので、その内容についてご説明いたします。

それでは、都市計画審議会資料No.3をご用意ください。開いていただきますと目次がございまして、次に1ページといたしまして「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)について」で、簡単に都市マスの見直し(改訂)案の策定経過と概要が簡単に書かれております。

次に、2ページをお開きください。都市計画マスタープラン見直し(改訂)フローチャートでございますが、詳しくは都市計画審議会資料No.2の「国立市都市計画マスタープラン見直し(改訂)フローチャート」がございまして、こちらでご説明いたします。縦の列は年度を示しており、横の列は庁内、市民、議会、都市計画審議会の流れを示しております。まず、平成18年度に都市マスの評価を行い、作業に入ることを庁議で確認し、庁内検討会を立ち上げ、平成19年度には都市マス評価制度素案、現況の把握の報告書を作成し、市民会議を立ち上げました。平成20年度には、市民会議による一次評価制度の提案と二次評価制度の提案をいただきました。そして庁内ではその提案を確定し、一次評価報告書を作成いたしました。次に、市民会議では、その一次評価報告書をもとに市民懇談会を市内10カ所、計11回開催するなど、多くの市民の意見をいただきながら、平成21年度には市民会議より二次評価報告書を提出していただきました。この一次評価報告書と二次評価報告書に関しては、議員の皆様には資料をご配付させていただいております。また、あわせて都市計画審議会にもその内容を経過報告させていただいております。そして、庁内検討会では二次評価報告書をもとに見直し案の検討を重ね、また、東京都の協議を経て、平成22年度に都市マスの見直し(改訂)案が完成いたしました。その内容について、本日報告しているところでございます。今後は12月議会に委員会報告し、議員の皆様のご意見をお伺いし、また、市報、ホームページ等で市民のご意見をお伺いし、平成23年2月ごろに都市計画審議会に付議したいと考えております。最後に改訂版が決

定いたしましたら、平成23年3月議会で委員会報告を考えております。

次に、都市計画審議会資料No.3に戻りまして、3ページをお開きください。「都市計画マスタープランの見直し（改訂）の概要」を示しております。左側は都市計画マスタープランの5つの項目と各方針図等を示しており、右側は、それぞれの項目ごとに、主な見直しや修正を示しております。

項目1については、都市計画法及び国立市基本構想の改正による修正と、今回の見直し（改訂）についての説明を追加いたしました。

項目2については基本理念が書かれておりますので、特に内容の修正は行っておりませんが、人口については最新のものを追加してございます。

項目3から5については、大きく分けますと4つございまして、1つ目は国立駅周辺まちづくり基本計画や総合防災計画が策定されたことや、清化園跡地の活用が具体化したことなどによる個別計画等の策定に伴い、表現等の修正を行いました。2つ目は、コミュニティバスの運行開始、四軒在家土地区画整理事業の完了、都市計画道路3・3・15号線及び3・3・2号線の一部開通、城山南土地区画整理事業の認可取得などの事業進捗による修正を行いました。3つ目は、より目標に向かうように文言の強調をいたしました。4つ目は、市民とのまちづくりの連携等について、より具体的な表現といたしました。

最後に、各方針図等ですが、各項目の検討結果を踏まえ、関係部分を修正いたしました。細かい内容については、次ページ以降で簡単にご説明いたします。

それでは、5ページをお開きください。見方ですけれども、左側に現行の都市計画マスタープランを、右側には改訂版（案）を示しております。変わったところは、アンダーラインでお示ししております。変更ないところについては、「現行どおり」としております。

まず、項目1の「都市計画マスタープランの位置付け」の中の主な見直し、修正ですが、「（1）策定の背景」の中で、現行のアンダーラインが引いている部分は、旧の都市計画法が載せてあります。都市計画法の改正により、改訂版（案）では新しい都市計画法を載せて修正しております。

次に、6ページをお開きください。右側上段の改訂版（案）の中には、今回の見直し（改訂）についての説明を追加いたしました。

次に、項目2の「将来都市像」の主な見直し、修正ですが、基本理念の部分でもあり、内容の修正は行っておりませんが、15ページをお開きいただきたいのですが、人口の表記のみを策定時と改訂時の2段書きで表示し追加いたしました。

次に、項目3の「7つのテーマによるまちづくり」、項目4の「特色ある地域のまちづくり」、項目5の「計画の実現に向けて」の主な見直し、修正ですが、18ページをお開きください。まず、個別計画等の策定による表現等の修正ですが、「2）活力に満ちた拠点の形成」の「①国立駅周辺の都市拠点の形成」の中で、現行では「市民に親しまれている国立駅舎については、その保存と国立のシンボルとしての活用を図ります」となっておりますが、改訂版（案）のほうでは、「市民に親しまれていた旧国立駅舎については、ほぼもとの場所に復原し、単に国立のシンボル、文化財としてではなく、駅前広場との一体的な整備・活用を図ります」としており、国立駅周辺まちづくり基本計画との整合性を図り修正しております。

次に、61ページをお開きください。事業進捗による修正ですが、「3）道路・交通の整備の方針」の「③交通空白・不便地域の解消」の中で、現行では「コミュニティバス等の運行を検討します」となっておりますが、改訂版（案）のほうでは、平成18年4月にコミュニティバスが運行開始したことに伴いまして、「だれもが便利な交通網の整備を推進します」と修正しております。

次に、戻りまして50ページをお開きください。より目標に向かうように文言を強調した箇所ですが、「2）緑の整備方針」の「①都市公園の整備充実」の中で、現行では「また、既存の都市計画公園について適切な維持、管理に努めるとともに、市民及び団体等との協力体制づくりについても検討します」となっておりましたが、改訂版（案）では「また、既存の都市計画公園についても防犯対策、環境の維持、管理に努めるとともに、市民及び団体等との協力体制づくりを進めます」に修正しております。

次に、64ページをお開きください。市民とのまちづくりの連携等について、より具体的に表現した箇所ですが、「3）まちづくりの関係団体・NPOの役割」の中で、現行では「また、相互の連携を深め、情報公開を図り、さまざまなまちづくりのテーマにおいて、専門的な知識の提供や情報交流の場の設置などを行い、市民や事業者が自主的に行うまちづくり活動の支援を行うことが期待されています」となっておりますが、改訂版（案）では「また、市民、事業者、行政などの連携をさらに深め、情報共有を図り、さまざまなまちづくりのテーマにおいて、専門的な知識の提供や情報交流の場の設置などを行い、それぞれの立場で自主的にまちづくり活動にかかわり、その支援を行うことが期待されています」に、具体的な表現に修正しております。

最後に、74ページをお開きください。土地利用方針図ですが、図中の真ん中よりやや下側に、ヤクルト研究所については「街並みに調和した低中層住宅ゾーン」という形で現在着色してありますが、今後は新たに「研究施設」として色づけを行い、着色区域を少し大きくいたします。

簡単ではございますが、主な改訂箇所の説明をさせていただきました。なお、改訂箇所がたくさんあるため、この場ではすべてのご説明ができませんでしたが、お目を通していただければありがたいと思っております。

以上で、報告事項の国立市都市計画マスタープラン見直し（改訂）案についての説明を終わります。

林会長：説明が終わりました。

報告事項ですが、何か質問などございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。
斉藤委員。

斉藤委員：今の報告だと、議会でも報告があり、また、議会の中でもしっかりとこの見直し（案）を精査していこうと思っておりますので、今日は、私からはできればあまり発言をしないほうが良いと思ったのですけれども、何点か発言をさせていただきたいと思っております。気がついた点は相当多岐にわたってあるのですけれども、2点だけ。

まず、19ページの国立駅舎に関するところが説明がありました。今回は、元の場所に復原して、単にシンボル、文化財だけではなくて、一体的な整備・活用を図りますという形まで断言しております。このマスタープランというのは、基本的には大体5年ごととい

うようなサイクルで見直しをしていくわけですから、今後5年間というスパンを考えた場合には、市としてここまでうたって構わないものか。議会でもたびたび指摘がされておりましたけれども、ここはJRの土地でありまして、市の土地ではありません。そういう他人の土地を、このような形で、このマスタープランの中に断言したような形で書いてしまっているものなのか、非常に疑問を持ちます。今後5年間はJRと、ここだけではありませんけれども、この土地も含めて大変多岐にわたる折衝等が入ってきて、国立においても、この土地をどうするのか、所有するのか、いくらで購入するのか、何平米なのか、その辺が今後の大きな課題でもあります。そういう点から考えれば、ここは慎重な文面にしていけないといけないのではないかと思います。

ここに関しては、私の考えとしては、ここまで断言的な形で明示をするのではなくて、当然この方向性は尊重しますので、今後5年間、JRの名前を出すのか、出さないのかはありますけれども、地権者及び関係者、JRだけではありません、もとの西武もそうですし、そういう土地も含まれておりますので、地権者と協議をしていくとかという形の文面を入れながらこういう表現に変えたほうが、今後のまちづくりの、対JRとのいろいろな交渉がありますので、丁寧な形でこの表現をしていったほうがよいのではないかと思いますので、1つだけそれを提案させていただきたいと思います。

それから2点目には、61ページの道路・交通の整備方針というところであります。今後のまちづくりの中で、当然歩行者を優先した交通体系を策定していかなければならないと思っておりますし、行政側もそういう意向で、正式な名前はちょっと忘れちゃったけれども、今、交通整備計画というものをつくっていきこうとして、なかなか前に進んでいない段階とも聞いております。その辺の、これからの国立の交通整備計画みたいな、そういうものを整備方針の中に文言として入れていったほうが、より具体的な方向性が出るのではないかと思いますので、ぜひそのような形の文面を取り入れていただければと思います。

以上です。

林会長：ほかにいかがでしょうか。

五十嵐委員。

五十嵐委員：期せずして、私も斉藤委員と全く同じ考え方です。それは、先ほど説明がありました、活力に満ちた拠点の形成の中の駅舎の問題ですが、ここまで言い切ることはないのではないかと。保存についての、駅舎の復活、これはもう私は賛成の立場で考えておりますけれども、ここまで踏み込みますと、議論がまた混乱してくる。そして、今回まちづくりの会議が始まっておりますが、この中でもこの問題については少し議論を深めていく必要があるのだろう。市が文化財として認めたということが過去にあります。むしろそのもの自体についての評価をしながら、その建物そのものを大幅に利用していくという考え方は、もう少し多くの市民の意見を聞く、また議会の意見を聞きながら、会議の場で、公開の中で議論をしていくべきだろうと考えております。

以上。

林会長：ほかにいかがでしょうか。

長内委員。

長内委員：私、これを見て、非常に興味を持ったところは、人口の変動です。これ、北が若干増え

ている。しかしながら、東、中、西地域というのは、この間かなり減ってきている。富士見台地域も減ってきている。南部地域については増えてきている。全体としては増えていくけれども、そういう現状が既にあらわれている。私も、西だとか中を歩いていますと、住宅の中で、子どもたちが出ていって老夫婦だけ、あるいはどちらか一人だけというふうな家、相当増えているような実感がしています。それは、若いころ子どもを育てるために国立に来て、家を建てた方が育て終わってというふうなことの中で、まち自体の高齢化といえますか、そういうふうな現象が既に国立の中で、出てきているのだな、そういう時代なのだたと認識しています。

そういうふうになりますと、全体の中で、2015年で首都圏でも人口減少が始まるのだよということでは言われている。しかし、首都圏といっても、その後も増える部分もあるし、しかし、激しく減っていくところもあるということです。そういったところでいえば、2015年と言われるけれども、国立はまだ若干増えるのかなというふうな認識、印象は持っていますけれども、しかしながら、今まで考えられたことのない人口減少期というのが、今度間もなく来るわけです。そういうふうな中で、長期計画、長期的なマスタープランというのを立てていくわけですから、そういうふうな、今まで我々が経験してきたことのない人口減少、そしてまた財政的な需要の変化、こういった点をしっかり踏まえていかなければならないのだろうなと思っています。

というのは、これをもう少し言うと、道路だとか、こういったものをつくるというふうな計画を立てても、できたころにはもう必要なくなってきている。あるいは、新しい施設をつくろうというふうなことを言っても、例えば給食センターのようなものですが、子どもの数が相当減っていくということの中で、今までの計画、つまり長期計画というのが極端になるというか、足を引っ張るような状況になりかねない。ですから、計画は計画として立てるのだけれども、その時代にしっかり合った形で、常に見直す、撤退するときには撤退するという勇気を持つ、そういうふうなことの中で長期計画というのは位置づけていかないと、必要のないところに大きな事業をしていくということになりかねない。非常に大変な時代だなという認識をしています。

そういった点でいえば、長期計画と、もう1つ言わせていただくと、必要のない事業も大きく入れられるというのは、そういう面もありますから、そういった点では十分気をつけながら、やめるときにはやめるということも頭に入れながら計画をやっていかないとだめな時代に入っているということだけちょっと言わせていただきます。

林会長：ほかにございませんでしょうか。

板谷委員。

板谷委員：7つのテーマによるまちづくりの中の3)の南部地域の市街地整備のところ、土地区画整理事業の推進が出ております。ページで言いますと、19ページです。現在、城山南の土地区画整理事業が進行中ですが、ここの文章で変更になっているのは、アンダーラインが引いてある「用途地域等の見直しを行い」というものを「検討し」というふうに変更になりました。この文言の変更はよろしいかとは思いますが、非常に危惧する部分は、企業誘致が今、南部地域では求められているところです。一方で、先ほどの生産緑地の削除というものも深刻な状況である。この相反することをどのように対応してい

ったらいいかということが、これから市に問われていることなのだと思うのです。

つくられた当初、都市計画マスタープランは総合的なプランですから、ベーシックなことだけを示すものであって、個別、細かいことはほかの計画や条例、そういったものに委ねることになるかと思えますけれども、私が先ほど申し上げたように、相反するものについて、市がどういう立場を今後とっていくのかということが、ベーシックな計画の中に落とし込まれていなければいけないということをすごく感じるわけです。

具体的なことを申し上げますと、城山南の土地区画整理事業の中では、現在保留地を取得するであろう企業もあるわけです。これは非常に優良な企業ですから、国立市にとってはいてもらいたい企業なわけです。その中で、いていただくためには、この用途の見直しも必要になる。けれども、一方で、企業誘致をしていくときに、どうしても企業誘致をしたいから、用途の見直しをするのでは、まちづくりがもうめちゃくちゃになってしまうわけです。そういったことを考えると、市としての方針、農業をとるのか、工業をとるのか、あるいは住宅との共存、景観、環境との共存、こういったことを、市がどういうふうに考えているかということがもう少しわかるような表現を工夫していただきたい。非常に大きな、難しい宿題なのですけれども、もう一度そこを考えていただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

林会長：ほかにいかがでしょうか。大塩委員。

大塩委員：個別な話は、別なことになるのだろうと思う。大きく、この中ずうっと見ていまして、気になったのが、周辺行政とのかかわり合いをしっかりと押さえていかないといけないのではないか。例えば矢川の湧水などの水源の確保をするためには、そのすぐ向こう側には立川市なわけです。立川市の向こう側で巨大な開発があった場合、あそこの湧水が枯れてくる、汚染されるという可能性もあるわけです。それから、北側のJR総研が、あそこもいつ移動するかわからないわけです。移動するときには売買して、そのまま用途地域を変えて。それは、国立市の手の及ばない部分の中で、国分寺市も立川市も外れのところにある。それで、位置づけられているので、まちの中心にあるところについては、行政、市民も非常に目が行くけれども、まちの外れ、他の行政とのかかわり合いのところというのは非常に疎くなってくる、見過ごしてしまう場になりやすいのではないか。

国立も、北口のすぐ向こう側が、あつと言う間にマンション化されていった。その大きな原因というのは、やはり我々国立市の手の及ばないところに、隣接行政の方針がこちらに及ぼしてくる。国立市の北であつて、国立市にうんと近い、国立駅をうんと使っているのにもかかわらず、彼らの恩恵を被るのは国分寺。そういう隣の行政、府中対国立、立川対国立、国分寺対国立、そういうところでの国立市のあり方ということを考えていかないと、その関係をうんと密接にとっていかないといけないのではないか。そこら辺のところ、この中にあまり触れられていない。マスタープランを考えるときは、やはりそのところは考えておかなければ、他の行政とのかかわり合いをしっかりとやっていくのだということを書いておいてほしいなと思います。

南部のほうに行っても、そうなのですが、ずうっと走っていて、泉の団地と国立市の北多摩下水施設がありますね。大きな、巨大な部分があるのだけれども、あそこ府中との

かわり合い、そのところの境目がよくわからない。よくわからないところはごちゃごちゃとなってきた、府中市でも外れている。バスの便にしても、コミュニティバスにしても、そこら辺の関係がすごく不便になってしまうわけです。国立市の東3丁目も、あそこの人たちはもう府中に出たほうが早いですよという。逆に、JRを使いたい人は、自転車で来るなら、大学通りに放置しているのは府中の方がすごく多いわけです。このところについて、どう対応するのか。それもやはり府中市と国立市との関係をしっかりとつくっていく、意思疎通をしっかりとしないといけない。地方では合併合併という形で、そのところをやってきたけれども、国立と府中、立川、国分寺などは合併云々は話がないわけですから、そうすると、そのところの関係をしっかりとやってほしいなという気はします。それが1つです。

それから、UR、都市機構ですが、都市機構は、今、あの中住民、非常に減ってきている。最近積極的に動き始めていますね。木を切ったり、暗い状態を直そうとか、少し増築するとかという動きは出てきている。それは、ちょっと危険だなと思います。結果的に採算がとれなくなり、老朽化していけば、当然のことながら、あれを再開発する。企業としては当然、URも昔は公団だったけれども、今は企業ですから、彼らもそこに新たな人口を流入させるために、大きな開発を考えられるだろう。そうすると、当然のことながら、あれだけの面積の中で、高さを抑えない限り、巨大な膨大な高さのものが可能になってくるわけです。そのところを、マスタープランなのだから、前もって頭に入れておかないと、とても危ない。国立市の南武線沿いにずうっと大きな壁ができるかもしれない。府中の駅前も、もうとんでもない高いものが出てきましたね。立川も、第一デパートのところも改装されて、今度再開発で40メートル、30階建ての建物になるとか、そういう一連の流れの中で、多分そこが許されるならば、これだけ広い有効な土地をほうっておくことはないと思います。URは、当然のことながら企業者として考えるものではないかと思えます。

桜上水に、娘がアトリエを借りているのですが、今、景気が悪いから再開発できないのですが、桜上水に非常に広いすばらしい環境の団地があるのですが、昭和40年代の初期につくられたもので、とてもいい、緑豊かな、すばらしいものですが、もう入居は全部ストップです。来年の3月が退去というのは、賃貸者には指示が出ています。あとは解体して、いざ開発を待つばかりなのですね。そうなったら、行政の指導はもう手の及ばない位置ではないか。今、何の話もないときに、マスタープランの中で、このところについてはまちづくりの中に、行政、UR、JRの参画を促すみたいな、一緒になってまちづくりをやっていこうという強い呼びかけみたいなものがあるべきではないかという気がします。そういう部分について触れられている部分、ほんのわずかしか感じられないのですね。それが入れられる必要はあるのではないかと思います。一応、概要としての質問、意見とします。

林会長 : 山下委員。

山下委員 : ちょっとあさって的意见になってしまうかもしれなくて、申しわけないのですけれども、私、大学から来させていただいておまして、大学が国立市の環境の資産をものすごく負っているわけです。今、一橋大学は、グローバルCOEとかいいまして、失われ

た20年ではないのですけれども、大学の研究機関も国際化ということがこれからものすごく課題で、いかにいい研究者を、日本人も世界の方々も含めて育てていかなければいけないか。その中で世界の中のプレゼンスを上げていくということが課題になっているのですけれども、そのときに、海外から研究者の方をいろいろと呼ぶということを一生懸命始めているのですけれども、国立、すばらしいといいますが、ヨーロッパから来る人は、いいねとは言うのですけれども、そんなに驚かないのですけれども、アジアから来る人が、こんなところ見たことないと言っているんですね。アジアなのだけれども、緑が豊かで、それで独特。中国にもインドにもどこにもないので。環境の資産をどうやって、大学としてはやはりチャームなので、ここだったら来てもいいよと言ってくれる人がもっと増えると思いますし、それを一体化して、何かできないかなとは思っています。

あと、企業誘致のことで、これもあさってのご意見で、ほんとに申しわけないのですけれども、私、職業上、海外の企業をわりとよく視察するのですけれども、今、企業の本部というのは、企業のメッセージを伝える場所ですので、いかにエコフレンドリーな本部をつくるかというのがかなりトレンドで、例えばナイキなどだと、ポートランドという環境都市ありますけれども、あの中にあって、すごくバイオな池をつくったりとか、環境の中をいかに調和するかということ、社員教育とか地元の人たちのメッセージも含めてやっている会社が多いので、日本の会社もそういうことを一生懸命考えていますから、企業イコール産業悪ではなくて、いかに環境と調和するかというメッセージを考えていってやるところもいると思います。ヤクルトさんもそうだと思いますし、企業だから、環境に対して悪というのではなくて、そういうアプローチを考えているところをアピールして誘致するという方向に動けないかなとは思っています。

林会長 : 五十嵐委員。

五十嵐委員 : 今、先生からお話があって、企業誘致というのは、今、国立市がやっている企業誘致の考え方を見ていると、大きな企業を誘致するという姿勢があまりないのですよね。東地区は、何かこんな小さな、小さなというとおかしいのですが、地域によっては個人企業に等しい中小企業の小規模のような感じのスケールでお考えになっていたりしている。現に今まで企業誘致をされてきた実績を見ても、さほど上場しているような、また、上場がいいとは言いませんが、その規模のスタンスでは来ていない。それはちょっと認識しておいていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、今、大塩委員からお話がありました団地の問題です。これは、都市計画審議会でも、東京都の基本構想の中で、一度この会に出ましたよね、部長。報告がありましたよね。東京都の基本構想。その基本計画については、国立はどういう対応をしたのか、それを、まず聞いておきたい。今、大塩さんが心配していることも、私は前回この問題が出たときに、大和議員にも話したことがありましたよね。東京都がせっかくこの10年の中でこういう基本構想を打ち出してきているけれども、どう対応したのかということをお話をさせてもらったこともありました。これ、大塩さん、あったのですよ。今、何もなかったわけではない。それは、後からまたお話をちょうだいしたいのですが。

もう1つのお話ですが、国立駅舎の問題で、この資料の33ページの(6)です。美しい景観を大切にすまちづくり。これが、ちょうど今、この都市計画マスタープラン、

今日原本を持ってまいりましたけれども、ここの38ページの課題の中で、その課題がここに書かれているのですが、私は、この美しい景観を大切に作る、まちづくりの、私はこのままでいいのではないかと考えています。あえて改訂する必要はないのではないかと考えているのです。

単に国立のシンボル、文化財としてではなく、駅前広場との一体的な整備・活用を図りますと。むしろ具体的にはなっているのですが、景観というスタンスから、ここではうたっているわけです。景観というスタンスから。こうなりますと、我々がこの第一次の平成15年につくられたこれがよしとするのは、たしかこのときに、上原さんのときだったと思うのですが、これは時の与党の皆さんが森の駅構想という構想を打ち上げたのですね。これはもう、皆さんもそうですよ。そういう背景の中で、JRが新しい駅舎を。今までの例を見ますと、画一的になっていたわけですね。吉祥寺、西荻窪、高円寺を見ても。まさしく今回もそうですよ。だけれども、国立だけは、先人がつくってくれた財産が、駅舎というものがある。これをシンボルとして当てはめることによって、なお一層大学通りという財産を絡ませながら、森の駅構想を模索したい。学者の専門家の皆さんに意見を聞きたい。そういう形で、この基本計画のマスタープランができています。

むしろ環境からだんだん後退するように、今回駅前広場。駅前広場といったら、立川も駅前広場がある。どこにでもある。なぜ、森の駅構想をとってしまったのか。市民は何も谷保天満宮の森を想像しているわけではない。屋上の緑化とか、CO2の削減とか、大学通り、そして団地の再生。今、大塩さんが心配されましたけれども、大きな木を切ってしまう。もったいないことですよ。そういうことからするならば、ここで美しい景観を大切にすることであれば、これは削除したほうがいい。直すのであれば。私は、そういうご意見を申し上げておきたい。ここは、国立駅周辺のまちづくりにとっては大変キーになるところだと認識しておりますし、また、国立市民が環境に、そして景観に極めて敏感な市民が多い中で、ただ単に広場を一体的に整備・活用などということまで、もちろん整備は必要ですが、駅舎の中の活用までは踏み込む必要はない。そういう意見として申し上げておきたいと思います。

林会長： ほかにいかがでしょうか。

澤田委員。

澤田委員： では、2つ申し上げたいのですけれども。

1つ目は、先ほどの山下委員からの企業誘致という話では、お聞きしていて思い出したのが、イケアという北欧の家具屋さんですかね、会社があるのですが、あそこは最近マーケット戦略として、企業内なり専門家ということではなくて、モデル地区をつくって、市民の意見を聞きながら、今後どういうライフスタイルなり生活がいいのか、その中ではどういう家具がマッチしてくるのか、そういうふうに戦略を変えたという話を聞いています。ですから、そういうこともヒントにしながらか、要はまちと企業との融和、今後そういうのが図れるという世の中になってきていますので、その辺はちょっとヒントになるのかなと思いましたがというのが1つ目です。

それと、皆さんの意見を聞いて、ちょっと違った視点から1点ご意見申し上げたい

のですが、今年の6月ですか、新成長戦略、日本の元気を取り戻すのだという提言が政府のほうから出されました。その中では、地域の活性化、それも含めての日本全体の産業構造を変えていくのだ。ちょっと抽象的なのですけれども、そういった意見が出ています。それをどうしていくのかというのは、多分各地域が考えることなのかなと思います。もう1点が、先々週ですかね、COP10、生物の多様化、これもさんざんもめたというのは、テレビなどではお聞きしましたけれども、環境保護、今後はもう待たないのかなと思っています。

そういう中で、資料1つだけ、私、見ていて、持ってきたのですけれども、国交省が、これは少し前だと思うのですが、低炭素都市づくりのガイドラインというのを出しています。要はCO2削減のためのガイドラインだと思うのですけれども。その中でガイドラインの利用場面、これを読んでみますと、「都市計画マスタープランの改定等に際して低炭素都市づくりを都市全体で検討する」、こういうふうな文言がうたっています。結局CO2削減なり環境問題に取り組むために、具体的に各地域なり都市部での都市マスタープランの中で具体的に検討して、もうその中に盛り込んでいくよというふうに、私は、これは実は受け取っております。

そういう観点から今回の見直しを見させていただくと、緑の保全ですとか、自然保護だとか、あとは公共交通の促進だとか、いいこといっぱい書いてあります。書いてあるのですけれども、先ほどの木を切ってしまうとか、そういうことも行われているわけで。では、具体的に本当にそういうところをどうしていくのかという問題も気になりながら、その辺を見てみますと、1個、質問になってしまうかもしれないのですが、これから先、こういったような国の行政、国レベルでこれだけ動いている中で、市民も環境問題とか関心を持っていると思うのですけれども、こういったマスタープランと、そういった環境問題だとか、CO2削減だとか、そういうところと今回どう結びついているのか。または、もしそれも検討されているというのであれば、それが、では、どういうふうに検討されているのか。やはり私も一市民としてそれが知りたいのですよ。ですから、そういうところを具体的に、足りないのであればPRするだとか、あとは議論の場が必要であれば議論するだとか、そういうところは少し検討していただきたいなと思いました。

以上、意見です。

林会長：ほかに。

岡田委員。

岡田委員：先ほど大学の先生からお話がありましたので、ちょっと外れるかもしれないのですけれども。市民として、国立市の一橋大学は非常に重要だということはもちろん認識しているのですけれども、実際に中を歩いてみると、大学として有効に活用されていなさそうな土地がかなりあると思っています。先ほど地図を見て、大学の敷地はこんなに大きかったのだと改めて思ったぐらい。兼松講堂とか、あの辺は非常に有名で、建築的にも重要な建物だと皆さん思っていられると思いますけれども、グラウンドの奥のほうに一体何があるのだというような感じなのではないかと思っています。

私もほかの大学などによく遊びに行ったりもしますけれども、東大などですと、最近キャンパスの中にカフェができた、福武さんが記念館をつくったというようなことをさ

れていて、外部に対してももっとアプローチしやすい、いろいろな施設が、最近はずごくできてきているなという印象がありまして。一橋は小ぢんまりしていいのですけれども、せっかくまちの中にあるという環境なので、これは市からなかなか言い出しにくいかもしれないのですが、内部でもそのような検討があると、真ん中にある運動場がもう少し生きてくるのではないかなという気がします。

以上です。

山下委員： 一橋は文系なので。建築学科があるところが大きい。東大は建築学部の先生が自分たちでやっていらっしゃるところが一つ大きいのですよね。

斉藤委員： よろしいですか。

林会長： はい、斉藤委員。

斉藤委員： すみません。一橋大学が悪いとかというあれではないのですけれども、私、約30年前に新宿から、今の住んでいる国立の東1丁目、東グラウンドのちょうど北側のところに引っ越してきました、実際住んでみると、イメージと大分違っていました。ちょうどそのとき子どもが2人、幼稚園ぐらいと幼稚園前、遊ぶところがないのですね。公園が全くなかったのです。新宿という土地は、小さな公園がいっぱいあったのです。全然違いますから。それで、うちは休みになると、子どもを連れて、一橋大学のグラウンドでお弁当を持って、シートというか、むしろを持って、近所の人たちとも一緒に行ったり、結構憩いの場でもあったし、また、今よりもっと入りやすかったという部分がありました。そのうちにだんだん名札が立ってきて、関係者以外のあれは入らないでくださいという形になって。小平の分校がなくなったとか、それでこちら側に来て、あそこの一帯に建物がどんどん建って。昔、あそこは桜のすごい、こんなすばらしい桜の集合体はないと。その下でお花見したり、お弁当を食べたり、子どもが遊んだり、また、ドングリとか、いろいろなものがあつた。それがどんどんなくなってしまつて、今、入れない、すごく入りにくいという状況で。大学も形態もちょっと変わつてきましたから、それはそれで仕方ないのかもわからないのですけれども。

今、山下委員が言われたように、せっかく国立の大学通りに面した、非常に緑があり、空間があり、すばらしいところに、もっと市民に開放していただくことができないのかと。これはもうぜひ議会の中でも。一時は図書館なども市民に開放できないものとか、そういうものもありましたけれども、図書館等はちょっといろいろな制約があると思ひますけれども、あの緑とか空間の利用というのは、せっかくすばらしいものがありますので、そういう部分は何か、今後の国立の一つの住まいとか住んでいくという観点から、都市マスの中でも、市民というか、開放するような方向性なり、そういうようなものを一言触れただけだと、大学は大学としての考えはあると思ひますけれども、行政側としてはそういうようなことを優しく、あまりダイレクトに開放しろなどというような形ではなくて、そういうような表現のところもぜひ入れてもらいたいなど、今、聞いていて思ひました。

林会長： 話が、本日の議題から大分発展してきましたので、このまま続けるとあれなので。実は私も言いたいことは非常にたくさんあるのですが。

では、一言。山下委員から、ちょっと。よろしいですか。

山下委員： 国立市民の皆さんがほんとにモラルが高くて、98%の方がとても素敵な市民だという

のは、私も一応周りに住んでいるので、そう思うのですけれども、ただ、大学がセキュリティーということだとか、いろいろなものに対してそれほどコストがかけられない体質にある。例えば夜に、ドラッグをやっている学生が来たらどうするのだとか、あとは、大学にベビーカーでいらっしゃったお母さんが、学生が自転車に乗っていて、危ないからやめさせろと言うとか、いろいろなことがあるわけですね。そうすると、うーん、これはどこで線引きをどうするのかという話などがあったりして。でも、基本的にはいい市民の方々なので、コミュニケーションの仕方が悪いなというのは、大学はそうだなと思って。看板もいかめしいので、7つの約束みたいな感じで、これはしないでくださいというやり方に変えるとか、それだけで随分違うのだと思うのです。関係者以外は何かというのは、いかにもコミュニケーションが下手だなということは思います。すみません。

林会長： どうぞ、石塚委員。

石塚委員： もう長くなりましたから、最後にちょっとお話を。

話をするのはやめようかなと思ったのですけれども、このマスタープラン、建設環境委員会にかかりますが、私が委員長ですから質問できませんので、意見をちょっと言わせていただく。

今、お話に出た一橋、私も東に住んでいるのですけれども、正門だけは警備員がいるから入りにくいのかなという気はしますけれども、私どもは木戸をくぐって東門から自由に入れますので、そういった意味では、ほんとに市民の憩いの場にもなるし、また、緑で森林浴できるような状況にはなるのですけれども、ただ、先ほど斉藤委員が言った、小平がこちらに来ている関係で、建物がどんどん建ってきて、木が切られていくという、ちょっと寂しい状況。それから、硬式野球を持っているものですから、野球のグラウンドは時々お借りしていますけど、そういったところが、一般の方になかなか開放されない。あれだけの敷地があれば、もう少し中を整備していただいて、野球場も2面か3面つくっていただくといいのかなというような気はいたします。

それは置いておいて、先ほどの生産緑地の問題がここに載っていますね。その中で、私、この間、建設環境委員会にも報告したいということで、課長に説明を受けたときにいろいろ聞いて、そのときご質問したのですけれども、生産緑地以前の問題で、指定されていない農地がどんどん開発されているところがあると思うのですね。今回も開発行為で、私がちょっと勘違いして、生産緑地の指定の解除がないうちに、何でかなと。そうしたら、指定を受けていない。で、業者がどんどん造成していくというような問題で。もともと大きな大局的な見地で国立市は対応していかなければ、農業は維持できない。

例えば57ページに載っているように、改訂では「市民農園・農業支援制度等の活用を検討し、将来にわたって安定した緑地の保全と拡充を図ります」と。では、どうやって拡充を図るのかというのを具体的な施策、これには先ほど言った相続の税制の問題もあるでしょうし、あるいは事業承継の問題もあるでしょうし、そういった形の中で、行政としての対応をしてあげなければいけないのだと思うのですね。このマスタープランの中で、市はこの5年間何をしてきたのですか。何々したいと思います。いろいろと出てきているわけですが、ですけど、自分たちがやってきたこと。今、皆さんから出てきたのは、大塩委員からも出たように、国立市独自ではなくして、例えば人の権利するものの上に何かを、も

ちの絵を描くとしたら、そこでどのような折衝をしてきたのかなということが問題だと思うのです。つまり、国立の周りの地域との交流がない。この5人いる議員の中でも、3人は府中市との議員の有志による道路の問題の検討会にも出ていたのですね。そうすると、府中のほうの考え方と国立のほうの考え方。府中のほうは与野党を問わず参加してくる。国立はそういった色分けされてしまっていて、なかなか参加、賛同していただけないという厳しい状況。

ですから、市民の方、今日も都計審に出てくると、いろいろな方が出てくる。そういったときに、言葉での話の中にすれ違いが出てしまうのですね。ですから、もっともって意見を吸収して、それを行政はどのように受けるかというような問題。私はよく議会で言うのですけれども、市の職員の方たちは官僚中の官僚が多いという。非常に悪い言葉で、これはいけないのでしょうけれども、それはなぜかという、市民の目線ではないのです。このマスタープランのところで「東・中・西」のところで見ると、まちづくりの商店のところでも、市民の目線でとか視点でという言葉は使っている。そうすると、ほかの商店街は使っていないところもある。そういったような感じの中で、これは精査をもっとよくしなければいけないと思うのですね。特定のところの方で、出てきているところはそういう言葉が書かれるけれども、これの中に委員として出てこないところはそういう表現がなくて、従来どおりのまま。それでは、私はいけないと思う。

ですから、このマスタープラン、また議会で報告を受け、それからまたおそらく将来的には全員協議会でいろいろな意見が出てくると思うのですけれども、これは、行政が自分たちが市民の一般公募の方の意見を聞いて、出したからいいよというのではなくして、行政はその間、何をしてきたのか。5年に一度に見直しをするのだったら、その間に折衝してきたことも、これは入れるべきだと思うのですね。

これは、先ほど大塩委員の言われた、例えば駅の問題であれば、JR東日本とはどのように、もう駅ビル構想ができています。一昨日の夜中に、中央線は高架に変わったわけですね。それと同時に、あの会社はもう民間法人、営利法人ですから、株主の中には外国人も多い。そうなってくると、やはり配当というものが出来れば、当然23年度の事業計画に出すには、それなりの先行投資効果がどのぐらい出てくるかというものを考えておかなければいけない。それで、収益はどう上がってきて、配当は必ず出てくるわけです。当然そういうプランはもうできているわけです。部長にはお話はしてありますけれども、いろいろなところから情報が出てくる。もっともっとトップセールスの人のように、やはり情報をつかまなければいけない。

UR機構も同じですね。これだけ大きいあれがあっても、建物は耐震をしなければならぬような状況になってくる。それから、間取りが昔のような間取りをしているから、二世帯が住めないのですね。若い夫婦たちは、結婚すれば当然家賃が高いから、お隣の府中市とか国分寺市。国立に残っているのは、残念ながら、昭和の時代にできたときにどんどん入ってきた方たち。今はもう高齢者です。お年寄りだけが多いという形で、まちの活性化が図られていかない。そういったときに、市としてはどうなのか。先ほど五十嵐委員からあったように、東京都がそういうビジョンを出しているわけですから、それに対しての、どういうところという、具体的に整合性を持たせた中でアタックして、市としてはこうい

うことをしてほしい、国立の中の第一、第二、第三団地をこういうふうな形で持ってきてくれば困りますよという形をしなければいけないと思うのですね。

だから、このマスタープラン、議会に出す前にもう一度よく見直しをして、言葉の整理をしたほうがいいと思います。これだったら、おそらく相当問題が出てくると思います。自分たちの思いだけの言葉、例えば見直しをしますとか、検討しますとか、拡充を図りますとか、出てくるのが切りがないですね。何々を目指しますとか。これをもう少し具体的に、個々に。これはプランだから、それほど書く必要ないという意見もあると思うのでしょうけれども、今日ここに大勢の都計審の委員の方の意見を聞いていけば、市は何を考えているのですか、その先、何をしたいのですか、どのような構想を持っているのですかということをお聞きしていると思うのですね。その辺のところもよく見極めて、出されたほうがいいと思います。でないと、この委員会に出て、皆さんにいただいた意見が反映されたマスタープランにちっともなつてこないと思いますので。時間がないけれども、よろしくお願ひいたします。

以上です。

林会長 : ほかに。

それでは、大和委員。

大和委員 : すみません、大分皆さんいろいろ出てきて、重複しない形で2点ほどご意見を言わせていただければと思います。

まず、このマスタープランの中で、5年ごとに見直すという中で、数値的にもう少しくリアにしたほうがいいのかなと。国立が環境を考えるということであれば、例えば環境測定の数値を何%まで持ってくるのか、緑化率をどれだけ上げるとか、そういうものを見直した中で、設定をした中で近づけていく。それがいいのかなど。都市マスですから、全体的なことを考えるということなのですから、実際に数値で出てくるというのは、人口と面積とか、そういう、今、あるものですよね。限られている。でなくて、例えば地球温暖化だって、京都議定書から始まって、何%やっていくという基準を持っているわけですね。そういうものをこの中にぜひ入れてきてもらいたいというのが一つの部分。

先ほどから南部の農地の問題、農業委員の会長もおられますけれども、議論をされていますけれども、国立市は農地を守るということはどう考えるのかということももう少しくリアにしたほうがいいのかなと。農地も、環境、要するに緑として見る部分で確保していきたいのか、農業として守っていききたいのか、そういうビジョンというのが意外と見えてこないのかなと。税制改革をしなくてはならないという面もありますけれども、取り急ぎ国立市ができるとすれば、今日見た生産緑地の改定があって、売り払いが出たといった場合には、国立市が何を差しおいてでも、その土地を、逆に国立市が買い取ってあげる。それが、農地、それから緑を残す唯一の方法かなと私は思っているのですが、その辺もこういった中に入れられるのかどうかわかりませんが、ただ、税制だけを見直せばいいという形ではないのかなと思っておりますので、その数値の部分と、それから、国立市は景観の部分でほんといくのであれば、農地を緑と見るのか、農業として見るのか、その辺の住み分けをちゃんとしていければと。

また、この中に、あとは出ていない分、駅前の再整備についても、当然今の時代に合

った部分、例えば環境、高さの問題とか景観の色の問題とか、そういうものについてもよりわかりやすく記載をされたほうがいいのかなと思っています。短く、こんな形でお願いしたいと思います。

林会長 : ありがとうございます。

五十嵐委員。

五十嵐委員 : 最後に質問します。

41ページの「道路・交通の整備方針」、これももう早速会議の中の検討委員会で取り上げられている部分ですが、それにしても、この「歩行者、自転車利用に配慮した整備」の見直しがないというのはどういうことなのかな。都市計画マスタープランには、この自転車に関係している市民の方もたくさんいるのですね。特に最近この2年ぐらひは、自転車問題というのが新聞にも取材されたり、また、市報でも全面的にいろいろなことで取り上げられてきている。そういう中で、これ5年ごとの見直しですが、ここで全く現行どおりでよろしいということはどういうことなのかなと。

もう1つ大きな問題は、委員の中からもJRの問題も出てきました。それからまた、JRが民間だということも認識しました。今、株主総会でもろもろの問題が出てきたときに、外資系の方もいて、なかなか通りにくい部分もあるというご指摘もありましたけれども、完全に民間であるならば、JRに我々お願いしていくような駐輪の付置義務ですね。この間の議会でも、いろいろと常任委員会でも議論されておりましたけれども。3ちゃん商売やしているところの商業地域、近隣商業地域の皆さんにも、たかが30坪とか20坪持っているところも、自転車を駐輪するだけのスペースをとれと。これは、行政が言っているわけではないですよ。議員の中からそういうご発言がありましたけれども、私はびっくりしました。

第1種住専だとか住居専用地域と違って、近隣商業地域や商業地域は、固定資産税は応分の負担もしているのですね。その規模については、税の中で吸収していく、考えていくというのが一つの考え方だろう。しかしながら、ある一定の規模以上のところについては付置義務があるから、当然これは付置義務があると、私は認識しております。ただ、しかし、今回見直しをしなければいけないのは、JRが民間だということなのですね。ここに若干JRに対してもそういう要望を出すぐらいの明記をされていっても、僕はいいいのではないのかなと。

ましてや都市マスを一生懸命考えていらっしゃる、自転車問題も真剣に考えていらっしゃる皆さんがいる中で、そういう問題が全く出てこない。私はちょっと今、疑問もあるのですが。自転車は絶対に否定していません。これほどすばらしいものはないと思っているのですね。ただ、しかしながら、使う側の認識が全く薄いということです。自転車に乗られる方が、もし事故が起きた場合。それから、ヨーロッパは伝統的にそういう歴史的な事実がありますから、よしとしても、今、国立のまちの中で、道路体系だとか交通体系だとか、今、役所がまた、ある市民団体が要望するだけの市民レベルが達しているのかどうか。事故が起きたら、大変なことですね。

1カ月前のテレビのモーニングショーで、約50分ぐらひやっていました。知っている弁護士さんが出ていましたから、資料をくれと言ったのですけれども、映像等の問題

があつて、資料が出せないのだと言っていましたけれども。ほんとにそういったことから考えたら、この交通の問題の中の特に自転車、市民がだれでも愛する、また極めて簡便で便利な、これを認知していくために、これが真っ白などということは、僕はあり得ないと思っています。ぜひこの件につきましても、最近も市報にこういう問題が、自転車のレンタルという問題も出てきたようですが、ぜひこの辺はもう一度議論し直してほしいなど。ぜひ議会でもその辺をやってほしいと思っています。

以上、終わります。

林会長 : それでは、この後、時間もあれですので、事務局からご回答をいただける分について、お願いします。

事務局、お願いします。

事務局 : 委員さんからいろいろなご意見いただきました。また、専門性にかかわる部分についてのご意見もいただきました。ありがとうございます。二、三、私のほうから補足的な説明をしておきたいと思います。

まず、一番多くご意見が出た公団——旧名称ですけれども。URの関係でございますけれども、これは、東京都が定めております都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というのがございまして、その中の一部にも触れております。私ども都市マスの中にも、一部触れております。これについては、たしか3年ほど前になると思いますけれども、住民の方々とURと行政、私どもの部署と三者で懇談会というのを設けておりまして、未来懇談会ということで、今後の国立市域内の特に富士見台団地の将来について、話し合いの場が設けられております。これは、自治会役員さんを代表にした住民の方々が多数入って、回を重ねてまいっておりますので、今後進む中では、UR主体というよりは、この懇談会の意向に沿ってURが取り組んでいくと聞いておりますので、私ども行政も参加しておりますので、ともにまちづくりを進めていきたいと思っております。

それから2点目は、本日いただいた多くのご意見について、私ども庁内検討会もございまして、再度そこでの検討課題の一つにさせていただきたいと思っております。先ほど冒頭に説明しましたように、市議会にもこの形でご報告をさせていただきます。また、市民の方々にも、その後公表していく予定でございます。その後のご意見を多数いただいた中で、すべて網羅するというのは、相反するご意見も出ますので、不可能とは思いますが、庁内での精査、検討をさせていただきます。その結果は、予定では来年2月ごろ開催を予定しておりますこの都市計画審議会に、検討の報告も含めて結果報告をさせていただく場面になろうかと思っておりますので、本日はそういうことで、多数のご意見をありがとうございました。

林会長 : それでは、報告事項についてはよろしいでしょうか。

議題については以上ですが、その他何かございますでしょうか。

では、大塩委員。

大塩委員 : これは、前回の都計審のときに申し上げたのですが、やはり広報活動。さまざまなことで、都計審はこんなことがやられているのだ、話されているのだ、それから、こういう大きなフローチャートだけでなく、常に市民に対して、どうすれば情報が伝わるのかということをしっかりとおつづけてほしいなと思っております。国立市から来る情報は、それは国立市

だけではなくて、お上のやることは、お上のやるという感じになってしまって、ここまで流れてくるのだけれども、ここでスーッと全部落ちてしまうのですね。心の中に落ちていく情報がない。情報をいかに伝えるのか。そこをしっかりと研究してほしいなど。何もインターネットで見たときに、色があるか、図柄があるか、そういうことではなくて、もっと言葉が生きた言葉として我々の中に、市民の中に落ちてくるようなことに本気で取りかかってほしいなと思っています。

以上。

林会長 : ほかに何か。よろしいでしょうか。

それでは、以上で議事日程のとおり、すべて終了いたしましたので、これをもちまして第23回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

— 了 —